

【開業支援奨励金・交付要綱】 -般社団法人太陽の会

窓口:太陽の会事務局 〒371-0022 前橋市千代田町2-10-2comm TEL: 027-212-2117 メール: info@machinaka.agency

交付目的	前橋の中心市街地に「新たな価値」を生む「個性的な」挑戦者に対して、前橋市と連携しながら重点的に 支援・奨励することで、起業の循環を生み出し、新しい企業城下町前橋としての価値や魅力を向上させる ことを目的とする。
申請方法及びフロー	受付随時 左QRコードの応募フォームからエントリー(期限は HP 要参照) 事務局から受付メールのご案内 一次審査(ピッチ面談等) 二次公開審査(公開ピッチ(撮影あり)。後日太陽の会 you tube 他 SNS で公開) 奨励金等交付
対象区域	※エントリーした時点で本要綱に同意したものとみなします。 前橋の中心市街地の特定のエリア(※mebuku PITCH チラシの地図参照)で店舗を始める方
対象事業	原則、前橋市まちなか開業支援補助金(既存店舗支援補助金含む)の対象事業で交付決定を受けている こと。ただし、別紙 「重点支援業種」 の場合はこの限りではない。
交付条件	対象事業者は、当会より対象事業の遂行に関する説明及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 対象事業者は、前橋市補助金等交付規則・交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を守り、また当会の本要綱についても遵守しなければなりません。 3 当会の目的及び次の各号に賛同し協力しなければなりません。 ①店舗等の内又は外に当会の指定マークを掲示すること(求められた場合)。 ②太陽の会の広報(二次公開審査の撮影及びSNS発信、前後の密着撮影、受賞歴のHP公開等)に
審査方法	同意し協力すること。 I 応募フォームの書面審査、ピッチ面談、現地調査等により、一次審査通過者を選定します。 2 二次審査では、公開ピッチ「mebuku PITCH」を行い、審査員らが奨励金額、条件等を決定し、提示します。
交付金額	・ 次審査未通過 交付なし ・ 次審査通過 原則 O 万円 ※ただし、別紙 「重点支援業種」 の場合はこの時点で OO 万円 ・ 2 次審査 O 円~ OO 万円 (審査結果次第)
時期	・二次公開審査の時期は不定期開催のため(年2~3回を目途)、応募から各審査及び交付まで一定の 期間が空く場合がありますので、予めご了承ください。 ・奨励金の交付は、決定後、当会の指定する方法で速やかに行います。
奨励金の使途	特に指定なし。ただし、対象事業者は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を太陽の会の承認を受けないで、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。なお、対象事業者が奨励金の全部に相当する金額を太陽の会に返還した場合並びに奨励金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して太陽の会が定める期間を経過した場合は、この限りでありません。
決定後の奨励金の請 求方法等	決定後(二次審査通過後)、太陽の会事務局から「奨励金交付決定通知書」が送付されます。 上記通知書の発行から30日以内に奨励金を振り込みます。 奨励金の受領後は、速やかに領収書を事務局に提出ください。
交付決定の取消し等	次の場合は、当会は奨励金の交付決定の全部又は一部が取り消すことができます。 (1)偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合 (2)この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合 (3)前橋市の補助金決定の全部又は一部が取り消された場合 (4)交付決定後 20日経過しても開業していない場合 (5)その他太陽の会理事会が援助不相当と判断した場合 2 奨励金の交付を受けた後、前項により奨励金の交付決定が取り消された場合、指定された期限までに、取消しに係る部分の金額を太陽の会に返還しなければなりません。

制定 2025.5.1 一部変更 2025.6.24 一部変更 2025.10.17

◆◇ 重点支援業種 ◇◆

重点支援業種とは、ぜひ前橋の街中に誘致したい業種として太陽の会が指定したものを指し、認定されると以下2つの特別待遇を受けることができます。

- ① 前橋市の開業支援補助金等の交付決定を受けていなくともエントリーできます。
- ② 通常 | 次審査通過で | 0 万円が交付されるのに対し、重点支援業種に認定された場合には その時点で | 100 万円が交付されます(2 次審査の奨励賞(上限 | 0 0 万円)とは別途)。

【対象業種】以下のいずれかに該当するもの(なお、1次審査を経て該当するかが最終判断されます)。

- i AI・クリエイティブ関係業種
- ii 消費税 8%対象業種(肉屋、魚屋、ハ百屋、その他酒類・外食を除く飲食料品提供店等)
- iii その他開業支援部会が相応しいと認める方(例 特別な受賞経歴がある方など)

ご応募は太陽の会事務局まで。